

## 議案第 38 号

### 狭山市印鑑条例の一部を改正する条例

狭山市印鑑条例（昭和 50 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「（昭和 42 年法律第 81 号）又は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）」を「（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）」に、「、記録又は登録されている」を「当市の住民基本台帳に記録されている」に改める。

第 4 条第 3 項第 1 号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

（ 1 ）住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第 6 条第 2 号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、「表わしている」を「表している」に改め、同条第 5 号中「表わしにくい」を「表しにくい」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第 7 条第 3 号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（ 4 ）外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第 13 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 1 号中「若しくは名」の次に「（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）」を加え、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（ 4 ）外国人住民である者が、法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者でなくなつた

とき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

第13条第2項中「又は名」の次に「（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）」を加える。

第15条第1項中「及び第7条第3号」を「並びに第7条第3号及び第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

平成24年6月5日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

住民基本台帳法の改正及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」による外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民に係る印鑑の登録の制限、印鑑登録原票への登録及び印鑑の登録の抹消の規定を改めるとともに、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。